

監査委員公表 第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年4月26日

鹿屋市監査委員	大 蘭 純 広
同	池 田 潤
同	東 秀 哉

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鹿屋市監査委員監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

市長公室

政策推進課、地域活力推進課

総務部

総務課、情報行政課（令和3年4月1日の組織機構の見直しにより、デジタル推進課へ変更）、
財政課（財産活用推進室、契約検査室）、税務課、収納管理課

市民生活部

生活環境課（衛生処理場）、市民課（大始良・高須・花岡・高隈出張所）、安全安心課、市民スポーツ課（国体推進室）

保健福祉部

福祉政策課、子育て支援課、高齢福祉課、健康保険課、健康増進課

上下水道部

業務課、工務課、下水道課（下水処理センター）

出納室

監査委員事務局

公平委員会事務局

監査の対象年度 令和2年度

4 監査の着眼点

令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合などを行い、その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求め、一部現地調査を行いながら鹿屋市監査委員監査基準に準拠して実施した。

6 監査の日程

令和3年1月13日から令和3年2月25日まで（18日間）

7 財務監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 予算執行について

地方自治法によると、債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないとされているが、業務委託契約において、予算措置がないままに自動更新の条文を記載している状況が見受けられた。

地方自治法の規定に基づき、適正に処理されたい。

（総務部 収納管理課）

(2) 収入科目について

地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、収入金を徴収しようとするときは、科目は誤っていないかなどの事項を調査し、徴収の決定をしなければならないとされているが、歳入科目を誤って処理している状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

（保健福祉部 高齢福祉課）

(3) 調定について

地方自治法及び鹿屋市会計規則によると、歳入を収入するときは、これを調定しなければならないとされているが、次のような事例があった。

ア 補助金等の交付決定通知書を収受しているが、その調定処理がされていない状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

（総務部 総務課、保健福祉部 高齢福祉課）

イ 変更等に伴う調定処理を遡及して行っているものや事業廃止に伴う減額調定処理を行っていないもの、調定日が誤っているものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

（市民生活部 生活環境課、安全安心課、市民スポーツ課）

(4) 歳出科目について

地方自治法によると、歳入歳出予算は、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならないとされ、また、鹿屋市会計規則によると、支出負担行為をするときは、所属年度、会計区分、支出科目に誤りがないかなどの事項に留意して行わなければならないとされているが、歳出科目を誤って処理している状況が見受けられた。

地方自治法及び鹿屋市会計規則に基づき、適正に処理されたい。

(総務部 税務課、収納管理課、市民生活部 市民課)

(5) 費用弁償支給について

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例によると、公用車を使用せず出張した者に対し、費用弁償を支給するとされているが、費用弁償を支給していない状況が見受けられた。

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例に基づき、適正に処理されたい。

(市長公室 地域活力推進課)

(6) 時間外勤務に対する報酬について

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例によると、割り振られた1週間の勤務時間超過に対して報酬を支給するとされているが、支給額が超過している状況が見受けられた。

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例に基づき、適正に処理されたい。

(市長公室 地域活力推進課)

(7) 時間外勤務手当について

鹿屋市職員の給与に関する条例によると、週の正規の勤務時間超過に対して時間外勤務手当を支給するとされているが、支給額が不足又は超過している状況が見受けられた。

鹿屋市職員の給与に関する条例に基づき、適正に処理されたい。

(市民生活部 市民スポーツ課、保健福祉部 福祉政策課、子育て支援課、高齢福祉課、健康保険課)

8 行政監査の結果

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 時間外勤務について

時間外勤務において、勤務命令時間を超過して勤務しているものなど、一部不適切な事務処理が見受けられた。

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、適正に処理されたい。

(市長公室 政策推進課、保健福祉部 高齢福祉課、健康増進課)

鹿屋市上下水道部企業職員就業規程に基づき、適正に処理されたい。

(上下水道部 下水道課)

(2) 週休日の振替について

週休日の振替による勤務を行っているが、当該勤務日の8週間後までに振替週休日が割り振られていない状況が見受けられた。

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び同施行規則の規定に基づき、適正に処理されたい。

(市民生活部 市民スポーツ課)

9 監査意見

財務監査において、改善を要する事項として挙げたものの他に、補助金等の交付事務や共同墓地等の財産管理事務において、一部不適切な事務処理が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

財務事務の不適切な事務処理については、チェック漏れ等が原因となっていることから、これまでに以上にチェック体制の強化を図り適正な事務処理に努められたい。

行政監査においては、改善を要する事項として挙げたものの他に、文書及び公印事務や審議会等に係る事務などにおいて一部不適切な事務処理が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導したところである。

なお、これまで述べたことを踏まえ、行財政事務の執行にあたっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき、職員責務の規定の遵守を徹底するなど、事務の適正な執行を確保する体制の充実を図り、適正な執行に努められたい。